



HP「辻よし子と歩む会」で検索
F B、ツイッターでも発信中！

会派くさしぎ 辻よし子の 市議会レポート

☎ 197-0802

あきる野市草花 3012-20

T&F : 042-559-6941

携帯 : 090-9386-1275

e-mail :

kusasigi@nifty.com

号外

「市長失格」と言わざるを得ない事態が生じています。

選挙で選ばれた市長は、市のトップリーダーとして大きな権力を持ちます。しかし、それは、主権者である市民のみなさんから負託されたものであり、市長が権力の間違った使い方をすれば、市政は大混乱に陥ります。あきる野市は、今、村木市長の下で行政組織として危機的局面を迎えています。

暴走が止まらない

村木市長は、就任当初から特別養護老人ホーム（特養）の誘致に強い意欲を示していました。しかし、市に設置された介護保険事業計画を検討する委員会では、今後の利用予測や介護人材不足の実態を踏まえ、第8期（2021年度～2023年度）では「新設しない」という結論を出しました。また、議会においては、すでに、特養の新設に反対する陳情と再考を求める陳情をいずれも採択していました。

しかし、村木市長はこうした反対意見に耳を貸さず、説得に努めることもなく、市長権限で一方的に最終案を書き換え、「原則として新たな整備の必要はないが、事業者から申出があった場合は着手できる」という計画にしてしまいました。

市議会では、市長の強引な進め方を問題にし、市議会として改めて特養新設の是非を検討するため、昨年3月、地方自治法に基づく特別委員会を設置しました。特別委員会では、特養新設に関する市の動向を逐次確認すると共に、専門家を招聘して議員研修会を開く等、調査・研究を進めてきました。

そうした中、村木市長は特別委員会に一切知らせることなく、先月、4月15日号のあきる野市報に、特養新設の事業者を募る記事を掲載しました。市議会を無視した信じがたい行為です。しかも、担当部署の職員にさえ相談することなく、自らの手書き原稿を校了直前に渡し、掲載を指示していたことも分かりました。

権力の腐敗につながる恐れ

事業者の受付期間は、発行日の4月15日から5月2日までとされましたが、申出を希望する法人が理事会を開いて意思決定するには日数が短過ぎます。しかも、詳細は申出の後に協議して決めるという不可解な設定。出来レースを疑われても仕方ないと思っていたところ、市長の口から「すでに事業者は決まっている」という発言が飛び出しました。

権力を持った市長が特定の事業者と内々で話を進め、形ばかりの「公募」をすることは、たとえ法的に問題がなかったにせよ、政治倫理的に許されることではありません。市民から負託された権力を行使するには、透明性と公平性が求められます。裏で物事を決めることや、特定の人と特別な関係を持つことは、権力の腐敗につながりかねません。

このまま進めば条例違反も

市議会では昨年7月に、市長が特養の誘致先に指定している御堂中西側の市有地について、事業者に貸与または売却する場合には、市議会

の議決を必要とする条例を制定しました。

仮にこのまま事業者が決まったとしても、市有地の貸与に議会が反対をすれば特養は新設できなくなります。市長は、そうなる可能性が高いことを知りながら事業者の公募をしました。今後危惧されるのは、市長が条例を無視して議案を出さずに手続きを進めてしまうことです。

条例は、市民に対して拘束力を持つ市のルールです。市のトップである市長が条例を無視するようなことがあれば、政治倫理が崩壊します。

一方、議案が否決された場合には特養の新設ができなくなりますが、そのことによって事業者が損害を被れば、市がその賠償責任を負うことになりかねません。

つまり、この先にあるのは、条例違反をして特養新設に突き進む道か、賠償責任のリスクを負う道か、そのいずれかです。

市職員の苦悩

地方公務員法 32 条には、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と定められています。

もし、市長が条例違反をするような事態になれば、職員は市長の命令に従って条例違反をするか、条例に従って市長の命令に背くか、苦渋の選択を迫られることになり、どちらにしても地方公務員法 32 条違反に追い込まれることになります。

村木市長の暴走は、今に始まったわけではありません。地域公共交通の事業では、民間事業者との協定締結直前に態度を一変させ、大混乱を招きました。

瀬戸岡霞野地区では民間事業者の提案を受け、都市計画法上、非常に問題の多い開発計画を強引に進めようとしています。その中で、多くの担当職員が悩み、苦しんでいます。市長とのコミュニケーションが取れず、市長の真意が分からないままに無理難題を押しつけられ、法に触れることまで求められようとしているからです。

問われる議会の責任

村木市長に一票を投じ、村木市長に期待を寄せる多くの市民がいることも事実です。しかし、残念ながら、今、あきる野市で起きていることは、政策以前の問題です。普通の自治体ではあり得ない、異常事態だと言っても過言ではありません。

地方議会は国会とは異なり、本来、与党も野党もありません。市議会の存在を無視して暴走する市長を、「与党」だからと許し、見逃すとすれば、それは、議員自らが市議会の存在意義を否定することと同じです。

それ以上に、村木氏がこのまま市長を続けられ、あきる野市が行政組織として機能不全に陥る危険があります。すでに一部機能不全を起こしているとも言えます。多くの市民には見えにくいことかもしれませんが、市議会議員であれば分かっているはずで

不信任決議を

不信任決議がもたらす影響の大きさを理解した上で、市議会に残された唯一の打開策が村木市長に対する不信任決議だと考えます。

市長の不信任決議には、議員の 3 分の 2 以上の出席と、出席議員の 4 分の 3 以上の賛成が必要です。不信任に踏み切るには市民のみなさんの理解が不可欠であり、そのために現状を伝える努力を続けたいと思います。



辻よし子プロフィール：1960 年生まれ。小学校教員を経て、ボランティアとしてタイの農村教育に関わる。1995 年よりあきる野市に暮らす。「川原で遊ぶ会」を中心に、市内の環境保全活動に取り組む。3.11 以後、新たに脱原発の市民活動を始める。2015 年 10 月の補欠選挙で初当選。現在 3 期目。常任委員会は、福祉文教委員会に所属。夫、次男、ネコ 1 匹と草花に暮らす。

